

成年後見 コスモスおおさかだより

第51号 令和7年 秋号

～誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように～

発行元 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部

【ご挨拶】

木々が色づき始め、秋の深まりを感じる季節となりました。

日頃より、行政・医療・福祉など各機関の皆さまには、当支部の活動に温かいご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。このたび、定時総会において支部長を再任いただきました。重ねてのご信任に感謝申し上げますとともに、その責任の重さを改めて感じております。地域の皆さまとともに歩み、信頼を築いていくことが、私たちの最も大切な使命であると実感しています。私たちが取り組む成年後見制度は、単なる法律の仕組みではなく、「誰もが人生の最期まで自分らしく生きることを支える」ための社会的な支援の輪です。高齢化が進む今、安心して暮らせる地域づくりのためには、行政・医療・福祉・法律専門職が垣根を越えて連携し、切れ目のない支援体制を築くことが求められています。

当支部では、空き家や孤立といった地域課題にも目を向け、関係機関との協定や情報共有を重ねてまいりました。一つひとつの連携が、地域の安心と信頼を育てる種であると考えています。実りの秋にふさわしく、これまでの歩みを糧に、より多くの方が笑顔で暮らせる地域社会をめざして、誠実に取り組んでまいります。今後とも、皆さまのご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(大阪府支部長 泉井亮太)



コラム 高齢者の安心を支える「見守り契約」とは

「見守り契約」とは、高齢の方が安心して自立した生活を送るために、行政書士などの専門家や法人が安否確認や生活状況の把握を定期的に行うサービスです。

核家族化が進み、遠方に暮らす親御さんのことが心配でも、たびたび様子を見に行くことが難しいご家族が増えています。そんな時、見守り契約を締結することで、定期的な訪問や電話で安否確認を行ったり、郵便物の確認や簡単な生活相談に応じたりするサービスを受けられます。

万が一、ご本人に異変があった際には、あらかじめ決めておいた親族など緊急連絡先に迅速に知らせる体制が整っています。これにより、ご家族は日々の安否確認の負担から解放され、ご本人も誰かが気にかけてくれているという安心感を得ることができます。

見守り契約は、ご本人の尊厳を守りながら、高齢者とそのご家族の双方にとって大きな安心をもたらす、現代社会に合った仕組みと言えるでしょう。

見守り契約に関連する契約として「財産管理委任契約」や「任意後見契約」との違いについて、さらに詳しく知りたい場合は、お気軽にお問い合わせください。



成年後見制度についてのご相談、お問い合わせは

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部(コスモスおおさか)

大阪府大阪市中央区南新町1丁目3番7号 大阪府行政書士会館内

TEL:06-6943-7517

お寄せいただいた相談事例

相談内容

【年齢】 90代前半・女性

【健康状態】 足の衰えが気になりだす

【判断能力】 認知症なし

【経済状況】 自身の年金、夫の遺族年金で
日常生活に支障なし

【居住環境】 持ち家で昨年末から独居

【家族関係】 夫とは死別、子供(既婚)は遠方に居住

【家族の意向】

現在、本人に認知症の発症は見られないが、役所や金融機関から届く郵便物の内容を十分に理解できず、手続きが漏れることが多々ある。その都度、遠方に住む子が帰省してサポートすることも困難であり、電話での確認や説明では限界がある。

そのため、日常生活における役所・金融機関対応のサポートをお願いしたい。

そして、将来的に判断能力が衰えた場合には、役所・金融機関への正式な代理対応や金銭管理もお願いしたい。

【本人の意向】

認知症は発症しておらず、まだ歩けない状態ではないので、自分で対応することも可能ではあるが、事あるごとに、遠方の子に頼っても来れないこともあるので、日常的な手続きや説明のサポートを子に代わって支援してもらえると助かる。

解決案

判断能力があるうちに、**任意後見契約**を結んでおけば認知症発症後は任意後見人として財産管理や身上保護ができるが、発症前は代理権がないため、判断能力があるうちに生前事務委任契約も結んでおけば、身体的な事情で金銭管理が困難な場合にもサポートを受けられる。

そして、生前事務委任契約と任意後見契約とは別に**見守り契約**を締結することで、本人が主体となっ
て対応する各種の手続きのサポートを行うこともでき、なおかつ、定期的に見守りとして訪問することで判断能力の衰えを早期に把握することもできて、途切れることなくスムーズに任意後見契約に移行することができます。

コスモスおおさか

電話相談から制度利用までの流れ

Step1

電話をかけてみよう！

まずは、コスモスおおさかだよりやチラシに載っている番号に電話しましょう。事務局でご用件とご連絡先などをお伺いして、後ほど担当者からご連絡差し上げます。



Step2

担当者から電話が来た！

相談担当のコスモス会員からご相談者へ折り返しお電話します。成年後見制度についてのご質問やご相談内容をお話してください。



Step3

訪問をお願いしてみよう！

詳しい説明をして欲しい、成年後見制度の利用を検討しているご本人に会ってみてほしいというときは、ご訪問対応も可能です。ご訪問先のエリア担当2名でお伺いします。日程の調整をしますので、ご都合の良い日時をいくつかお知らせください。



見守り契約 Q & A



Q1 見守り契約とはどんな契約ですか？

A1 月に1～2回、見守り契約を結んだ行政書士等の専門家と、電話やメール、または面談により、自身の安否や体調の確認、現在困っていることについての相談などを定期的におこなうことができる契約です。主に、お一人暮らしの方が利用されます

Q2 見守り契約の利点はなんですか？

A2 自分が選んだ行政書士等の専門家なので、末永く安心してお付き合いができます。また、定期的に顔を合わすことで、体調のことや生活のことなど様々な日々の相談ができます。さらにQ3でお話させていただく、「任意後見契約」や「財産管理契約」への移行がスムーズに進みます(切れ目のない生活支援ができます)

Q3 見守り契約を結ぶときは、他にどのような契約を結ぶのでしょうか？

A3 通常は、将来の認知機能の低下に備え「任意後見契約」、身体機能の低下に備え「財産管理契約」を同時に締結し、万が一のときには直接的な財産管理や生活支援をおこなえるようにしています。また、亡くなった後の葬儀・埋葬、入院・入所していた病院・施設等の支払い・解約手続き、役所の死亡手続き等をおこなう「死後事務委任契約」、亡くなった後の財産を誰に渡すかを決めておく「遺言書」の作成をおこなうこともあります。

お電話でのご相談、お問合せは ☎06-6943-7517

Step4

制度の利用を決めたら！

- ・ご本人の判断能力がすでに衰えている場合
- …法定後見の申立
- ・今は元気いっぱい判断能力もしっかりしている場合
- …任意後見の契約

に向けて、準備を始めましょう。コスモスおおさかから候補者を推薦することも可能です。

Step5

候補者に会ってみよう！

人間同士ですから、相性も大切です。まずは候補者に会ってみましょう。コスモスおおさかから候補者を推薦した場合は、必ず事前にお会いしたうえで、詳しいご本人の状況を伺って、必要な資料を集めたり手続きを進めたりします。

Step6

制度利用へ向けて

今回は、コスモスおおさかから候補者を推薦するまでの流れをご紹介しました。成年後見制度は、後見人等が決まってからがスタートです。ご本人が亡くなるまで、または判断能力が回復するまで、おそらく長〜いお付き合いになります。お一人で悩まずに、まずはお気軽にお電話してみませんか？

相談会・セミナー・寸劇のご紹介

コスモスおおさかでは、成年後見制度を一人でも多くの方に知っていただけるよう、セミナーの講師派遣や、制度をわかりやすく説明した寸劇の開催などを積極的に行っております。利用者様のイベントや、職員研修などの場面で是非ご活用ください。無料相談会・セミナーをZoomを使用してのオンライン形式でも開催可能です。セミナー内容・日時もご依頼に合わせて、柔軟に対応させていただきます。ぜひコスモスおおさかをご活用ください！



成年後見・相続・遺言
無料相談会



コスモスおおさか
成年後見セミナー



コスモスおおさか一座
寸劇セミナー

活動報告・イベント情報

活動報告 2025年4月～2025年9月

■イベント

4月27日(日) 狭山池まつり (大阪狭山市)



5月11日(日) 東大阪ふれあいまつり (東大阪市)



■セミナー

4月21日(月) 「ねらわれています。特殊詐欺から身を守ろう」
(千里コラボ)

5月16日(金) 「ケアマネジャー対象 成年後見制度について」
(社会福祉学園四恩学園)

6月18日(水) 「死後事務の基本と終活プランニング」
(豊中ショコラ)

■寸劇

6月24日(火) ひらかた権利擁護成年後見センター

「東大阪市民ふれあい祭り」

令和7年5月11日(日) 東大阪市内



令和7年5月11日(日)、第46回東大阪市民ふれあい祭りにおいて、今年もコスモスおおさかは成年後見制度の普及・理解を図るため出展しました。

当日は、制度の仕組みを紹介する展示や、クイズ形式で楽しく学べるコーナーを通じて、市民の方々に関心を高めていただく機会となりました。また、遺言・相続・成年後見に関する無料相談では、行政書士による個別相談を実施し、市民の方の具体的なご質問にも丁寧に対応しました。さらに、今年も団体所属のアマ将棋士による対局コーナーを設け、子どもからご年配の方まで、幅広い世代の皆様にご参加いただきました。昨年に続き今年も対局を楽しみに来場された方もおられ、将棋を通じて交流の輪が広がりました。

私たちコスモスおおさかでは地域で開催されるイベントへの参加をはじめ、地域包括支援センター主催の市民向けセミナーや福祉関係者、医療関係者の方々へ向けたセミナーの開催など、様々な活動を行っております。

今後もさらなる成年後見制度の普及や利用促進、相談支援に誠心誠意取り組み、地域に根ざした活動を続けてまいります。

今後のスケジュール

■イベント

11月2日(日) 西区民まつり (大阪市西区)

11月8日(土) ひらかた社協ふくしフェスティバル (枚方市)